

令和 3 年 5 月 11 日

保護者の皆様へ

大阪教育委員会
大阪市立田辺中学校
校長 藤本 睦子

今後の学校における対応について

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、今般、令和 3 年 5 月 11 日までを実施期間として行われた「緊急事態宣言」について、令和 3 年 5 月 7 日に政府から実施期間を令和 3 年 5 月 31 日（月曜日）まで延長するとされました。

つきましては、本市としましては、徹底した感染症防止対策を講じるとともに、生徒の健やかな学びの保障や心身への影響の観点等を踏まえ、引き続き、次のとおり教育活動を行ってまいりたいと考えていますので、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、学校以外での日常生活についても各自が感染防御対策を取り、家庭内感染を防ぐなど今後の更なる感染拡大を少しでも予防し、子どもたちの学びの活動を止めないためにも、引き続き保護者の皆様とお子様の感染予防について、※別添の「新型コロナウイルス感染症の予防について（お願い）」に基づき、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスに係る対応については、今後変更が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

記

○ 緊急事態宣言の期間中における生徒の学習活動について

- ・ 1～4 時限目の時間は、家庭にて、I C Tを活用した学習やプリント学習を行います。
- ・ **家庭における学習終了後は 12 時 15 分までに登校し、健康状態の確認を行います。その後、給食を喫食します。**
- ・ 5、6 時限目の時間は、学校にて学習などを行います。

※ご家庭におけるインターネットへの接続等について、ご協力をお願いいたします。なお、家庭学習については、ご家庭の端末を活用していただいても構いません。

※ご家庭におけるインターネットの環境が整っていない場合は、学校に相談してください。

※学校において 1～4 時限目に生徒の預かりをすることができますので、ご家庭の状況により、預かりを希望される場合は学校までご連絡ください。学校において家庭学習と同様の内容の学習を行います。